

三菱 UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

2015年2月号

《目次》

《法人税率引下げと企業年金制度 その1》 法人税率引下げと税効果会計	… 1
《統計に見る日本の社会保障 その1》 日本の社会保障の状況	… 7
《老後所得保障の観点から見た企業年金のあり方について その8》 諸外国からの示唆(米国IRA)	… 11
《コーポレートガバナンスを巡る話題》 政策保有株式の情報開示	… 17
《年金基礎講座 (会計・税務編⑩)》 IAS19号	… 21
《アドリブ経済時評》 金持ちがよりカネを持つ世界はいいのか？	… 22

本誌およびバックナンバーは弊社ホームページにて掲載しております。

弊社ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

法人税率引下げと企業年金制度 その1

法人税率引下げと税効果会計

法人税率の引下げは、企業にとってメリットではありますが、税率が引き下げられる前に対応したほうが企業にとって有利になることもあります。その端的な例として、年金制度への掛金拠出があげられます。また、現在は税効果会計が適用され、退職給付に関しては税効果の対象となっているため、法人税率が引き下げられた場合に会計上マイナスの影響を受けることもあります。

1. 法人税率変更と掛金負担の関係

法人税率の引下げは、昨年6月の「日本再興戦略 2014」でその方針が打ち出され、代替財源も含め議論が重ねられてきました。昨年末に発表された自由民主党・公明党の「平成27年度税制改正大綱」では「課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを指向させる。これにより、国地方を通じた法人実効税率（現行34.62%）は、平成27年度に32.11%（現行比▲2.51%）、平成28年度に31.33%（同▲3.29%）となる。さらに、引き続き、平成28年度以降の税制改正においても、20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続していく」としています。国会の審議を経て、平成27年度から引下げが実現するとみられます。

企業にとって税金の支払いはコストであり、税率引下げがメリットであるのは間違いありません。ただ、税率が引き下げられる前に対応したほうが経済的にメリットを得られることもあります。例えば、年金の掛金は、拠出時期の選択が可能であれば法人税率が下がる前に拠出したほうがトータルの税負担が軽減され、手許に残る資金が

多くなります。

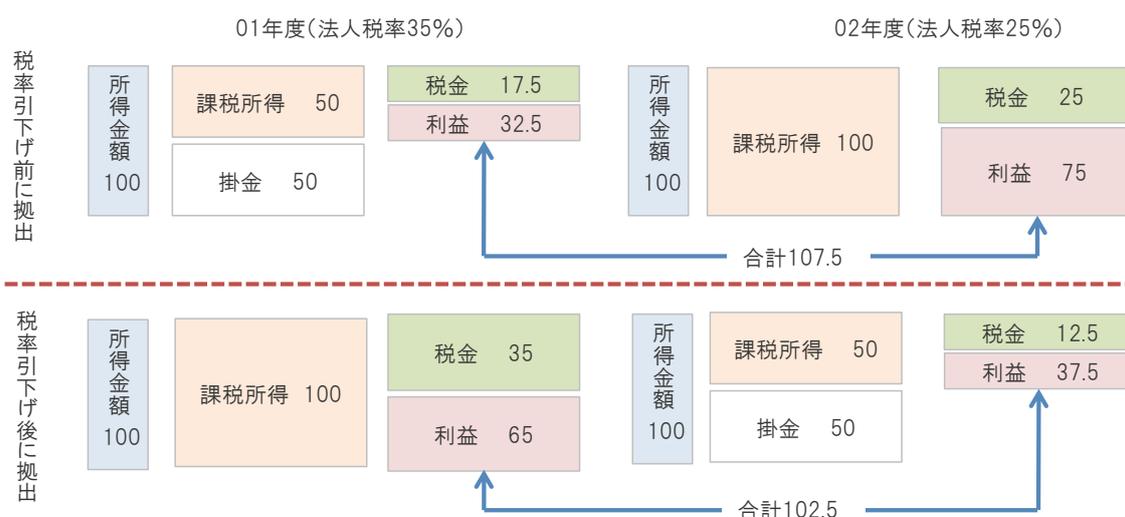
これを具体的な数値で確認してみます（図表1）。例えば、01年度と02年度で掛金を支払う前の所得は同じ100とします。年金制度の積立不足解消のために50の掛金を拠出する必要があるため、01年度、02年度のいずれの年度でも支払うことができるものとします。ただし、01年度は法人税率が35%、02年度には法人税率は25%に引き下げられるものとします。掛金は損金となるため01年度に掛金を支払うと、01年度の課税所得は50となり、税金17.5を支払うと手許に32.5が残ります。02年度は100の課税所得で税金25を支払うと手許に75が残ります。2年間合計の税負担は42.5、手許に残るのは107.5となります。一方、02年度に掛金を支払う場合は、01年度に税金35を支払うと手許には65が残ります。02年度は50の掛金が拠出され、課税所得50に対して税金12.5を支払うと手許には37.5が残ります。2年間合計の税負担は47.5、手許に残るのは102.5となります。このように負担した掛金が損金となるため、税率の高い段階で負担したほうが税金の軽減効果が



大きくなるわけです。法人税率35%時に拠出した場合、拠出額50に対して17.5の税負担が軽減されます。50の積立で税負担が17.5減少するという事は、実質資金負担は32.5であると言えます。一方、法人税率

25%時に拠出した場合、拠出額50に対して12.5の税負担が軽減されるため、実質資金負担は37.5となります。この差5が手許に残る額(利益)の差ということになります。

(図表1) 税率引下げ前と後の拠出と税負担、利益の関係



2. 税効果会計と法人税率引下げ

前倒しで拠出しなくてもメリットが得られないだけで、損失が発生するわけではありません。ただ、現在の会計基準では、税効果会計が適用されているため、法人税率が引き下げられると損失が計上されることになり、実際に損失が発生しているような印象を与える可能性があります。以下、税効果会計と法人税率が引き下げられた場合の会計処理について解説します。

税効果会計は、税に関するキャッシュフローを期間配分することによって税引き前利益に対応する税費用を正確に算出する処理です。企業会計と課税所得では費用と損金あるいは収益と益金の捉え方に差があるため、その差異の調整を行うわけです。

企業年金や退職金などの退職給付では税

効果が適用されます。企業会計では掛金は費用でなく、税務上は掛金が費用(損金)であるため、会計上の利益と課税所得には乖離が生じます。もっとも、期間毎に両者に差異が生じても将来的にはその差が解消されることとなります。最終的には、企業が年金に関して負担するのは掛金であるからです。したがって、ある期に会計上の費用>掛金となり、その差額に課税されても、将来その差額の掛金が拠出された段階で同額の税金が戻ることとなります。このように課税時期の差による差異について(注)、将来戻る(支払う)税金を現在戻る(支払う)ものとして処理するのが税効果会計です。

将来、戻る(支払う)税金を算出する場合、税率は現在の税率を使って計算します。

ただ、法人税率が変更されると、将来戻る（支払う）税金の額が変わるため、法人税率が変更されたら、変更後の税率で再計算することが必要となります。法人税率が下がる場合には、将来戻ってくる税金はそれ

までに見込んでいた額より少なくなるため、戻し入れる額を減額するために損失を計上することになります。

（注）交際費のように課税範囲の違いによるものは税効果の対象とはなりません。

3. 企業年金における税効果適用例

企業年金に関する税効果の処理を、数値例でみることにします（図表2）。まず、01年度に退職給付費用が10計上され（①）、掛金が6支払われたとします（②）。損益計算書には退職給付費用10が計上され、貸借対照表には退職給付費用と掛金拠出額の差

額4が退職給付に係る負債（単独決算の場合には退職給付引当金）として計上されます（③）。なお、01年度の税引前当期純利益は36とし、法人税等の実効税率は35%とします。

（図表2）退職給付（企業年金における税効果会計の適用例）

【01年度損益計算書】

売上高	〇〇〇
営業費用 （売上原価+販管費）	×××
うち退職給付費用	▲10
税引前当期純利益	36
法人税・住民税・事業税	▲14
法人税等調整額	1.4
当期純利益	23.4

<退職給付費用の計上(①)>
退職給付費用 10 / 退職給付に係る負債 10
（費用の増加） （負債の増加）

<掛金の拠出(②)>
退職給付に係る負債 6 / 現預金(掛金) 6
（負債の減少） （資産の減少）

<課税所得の計算(④)>
税引前当期純利益+益金算入額-損金算入額
=36+10-6=40

<税額の算出(⑤)>
40×35%=14

<税効果の処理(⑥)>
繰延税金資産 1.4 / 法人税等調整額 1.4
（資産の増加） （利益の増加）

退職給付に係る負債4×法人税率35%=1.4

【01年度貸借対照表】

【資産の部】	【負債の部】
	退職給付に係る負債 4(③)
	【純資産の部】
繰延税金資産 1.4	利益剰余金
	うち当期純利益 23.4
	うち法人税等調整額 1.4

（注）貸借対照表には、当該処理に関連する部分のみを表示している

課税所得は、税引前当期純利益を基準に益金と損金を加減して算出します。税引前当期純利益からは退職給付費用が控除されているため、課税所得の計算では損金とならない（益金）退職給付費用を加算し、損金となる掛金額を差し引きます。この結果、当期の課税所得（④）は40（36+10-6）となり、法人税率を35%とすると法人税等は14となります（⑤）。ただし、退職給付費用と掛金との差4は、将来その不足部分が支払われると同額だけ課税所得が減少し、1.4（4×35%）の税負担が減少するはずで

す。損益計算書では税引前当期純利益から、法人税等の実際の支払額が差し引かれますが、将来戻ると予想される額1.4を加算します（⑥）。この場合、損益計算書に法人税等調整額という名称で計上し、見合いに繰延税金資産を資産の部に計上します。法人税等調整額を計上した結果、当期純利益は23.4となります。この23.4は税引前当期純利益36に対して（1-法人税率）の65%となります。

このように税費用と会計上の費用の支払時期の差異を調整することで、税引前と税引後の利益の対応関係が正確に反映されます。ちなみに、税効果を考慮しない場合は、

税引前当期純利益36に対し、当期純利益は22（36-14）となり、当期純利益は税引前当期純利益に対して61%の水準と、税費用の負担が大きくなります（この場合、将来掛金が支払われた段階では税引前利益に対する税費用の負担は低くなります）。

次に税率引下げ時の処理を考えます（図表3）。翌02年度には期末時点で税率が翌03年度から10%引下げられることが決定していたとします。なお、02年度については退職給付費用=掛金であったとし、当年度の退職給付費用と掛金では追加の税効果の処理は発生しないものとします。

期末時点で翌年度の税率引下げが決まっているため、税効果を再計算する必要があります。それまで税率35%として1.4の税負担軽減を見込んでいたものが、税率25%になると将来の負担軽減は1.0（1.4×（25%÷35%））にとどまります。そこで差額の0.4は税効果を解消することが必要となり、損益計算書に法人税調整額▲0.4を計上し、繰延税金資産0.4を取り崩します。この結果、税引前当期純利益36から法人税12.6（36×35%）を差し引き、さらに法人税調整額0.4を差し引いた23.0が当期純利益となります。

【02年度損益計算書】…期末に税率10%引下げ、積立不足解消なし

税引前当期純利益	36
法人税、住民税、事業税	▲12.6
法人税等調整額	▲0.4
当期純利益	23.0

<税効果の処理>
法人税等調整額 0.4 / 繰延税金資産 0.4
（利益の減少） （資産の減少）
退職給付に係る負債4×法人税率低下幅（10%）

4. 税率引下げの影響回避の方法

法人税率引下げによる損失の発生は、税金費用の減少により見込んでいた利益が実現しないだけであり、実際に損失が発生するわけではありません。ただ、当期利益が減少するのは事実ですし、折角織り込んでいた利益について、解消せずに実現させたいと考えるのも自然です。損失発生を防ぎ、織り込んでいた利益を実現するには、税率が下がる前に税金費用を減少させるしかありません。

そこで02年度に掛金を拠出し、積立不足を一部解消する場合の状況を考えてみます(図表4)。02年度に積立不足4のうち、2を掛金拠出で解消するものとします。この場合、課税所得は34(36-2)となり、税負担は11.9(34×35%)となります。この拠出によって税負担が0.7(2×35%)減少したため、同額の法人税等調整額0.7を取り崩します。差し引く法人税等の減少額と取り崩す法人税等調整額が同額ですから、この部分は利益には中立です。ただし、繰延税金資産は、税率引下げに見合う分も取り崩す必要があります。掛金2の拠出後には、2の不足が残っているため、税率35%だと0.7の繰延税金資産を計上できますが、税率が25%になると0.5(2×25%)しか計上できません。そこで、税率引下げに伴い▲0.2を法人税調整額として計上し、繰延税金資産を取り崩します。この結果、02年度の当期純利益は23.2となり、積立不足を解消しない場合より0.2多くなります。言うまでもなく、この差は繰延税金資産の取り崩し額の差です。ちなみに、積立不足4をすべて解消した場合は、課税所得が32(36

-4)、法人税等が11.2(32×35%)、法人税等調整額が▲1.4となり、当期純利益は23.4となります。

これまでの例は、税率が下がると損失が発生する、繰延税金資産を取り崩すケースを想定しましたが、税率が下がると損失が発生するケースばかりではありません。退職給付に関して言えば、積立が超過になっている場合や退職給付信託設定時に設定益が計上されていたケースなどで繰延税金負債が計上されていれば、逆の現象が起こります。なぜなら、繰延税金負債が計上されるのは、将来費用が減少したり、利益が実現した場合に支払う税金を予め利益から控除しているケースであり、税率が下がれば支払う税金が減少するため、繰延税金負債を取り崩して利益を計上することになるからです。

ただ、年金に移行していない部分(退職一時金)を含めると積立不足になっているケースが多いため、退職給付に関しては繰延税金資産が計上されているケースが多いと考えられます。

税効果の再計算は税率が見直された時点で行う必要がありますが、法人税率の見直しは今後数年間を掛けて行われる予定であり、時間をかけて対応することも有効であると思われます。今月は税率引下げ前の積立が効果的なことと税率引下げの会計上の影響等を解説しましたが、次号では年金制度への拠出ではない会計上の積立である“退職給付信託”に関する取扱いの他、より具体的に法人税率引下げの影響を緩和する方法について検討したいと思います。

(図表4) 法人税引下げ時に積立不足を一部解した場合の税効果の処理

【02年度損益計算書】…期末に税率10%引下げ、積立不足を一部解消

税引前当期純利益	36	<掛金拠出> 退職給付に係る負債 2 / 現預金(掛金) 2 (負債の減少) (資産の減少) <税効果の処理①(拠出による解消)> 法人税等調整額 0.7 / 繰延税金資産 0.7 (利益の減少) (資産の減少) <税効果の処理②(法人税率引下げの処理)> 法人税等調整額 0.2 / 繰延税金資産 0.2 (利益の減少) (資産の減少)
法人税、住民税、事業税	▲11.9	
法人税等調整額	▲0.9	
当期純利益	23.2	
<課税所得・法人税等の計算> 36 - 2 = 34 34 × 35% = 11.9		

【02年度貸借対照表】…積立不足を一部解消した場合

【資産の部】 繰延税金資産 0.5	【負債の部】 退職給付に係る負債 2 【純資産の部】 利益剰余金 うち当期純利益 23.2 うち法人税等調整額 0.5
--	--

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野正徳

統計に見る日本の社会保障 その1

日本の社会保障の状況

平成26年11月、国立社会保障・人口問題研究所から『平成24年度 社会保障費用統計』が発表されました。この統計は平成24年度の年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護、子育て支援など社会保障制度に関する1年間の支出を集計したもので、日本の社会保障全体の規模や政策分野ごとの構成を明らかにしています。本稿ではこの統計を用い、今回から2回に亘って、日本の社会保障制度を年金など高齢者にかかる給付を中心として考察します。なお、文中の意見にかかわる部分は筆者個人に帰属するものであることを予めお断りします。

1. 社会保障費用とは

『平成24年度 社会保障費用統計』では、OECD(経済協力開発機構)基準に基づく「社会支出」とILO(国際労働機関)基準に基づく「社会保障給付費」をとりまとめており、これらを総称して「社会保障費用」と呼んでいます。両者は集計対象に違いがあり、「社会支出」は雇用保険等、公衆衛生、就学援助・就学前教育の中の一部に「社会保障給付費」には含まれない費用を含みますが、それ以外の集計対象は一致しています。

日本では1957年の国連加盟以降、今日に至るまでILO基準に則して社会保障費用を

とりまとめています。そのため社会保障費用の長期分析等には「社会保障給付費」が適していますが、一方で諸外国の「社会保障給付費」は定期的な更新がなされていないため、国際比較には適していません。反対に、OECD基準の「社会支出」は諸外国のデータが定期的に公表されるため、国際比較には「社会支出」が適しています。以上より、今回は「社会保障給付費」を用いて日本の社会保障を考察し、次回は「社会支出」を用いて日本の社会保障を先進諸国と比較していきます。

2. 日本の社会保障給付費とその内訳

2012年度における日本の社会保障給付費の総額は108兆5,568億円、国民一人当たり換算すると85万1,300円でした。65歳以上の人口割合の高まりに伴い、社会保障給付費は年々増加しています。実際に2012年度は、前年度に比べ1.1兆円増加しまし

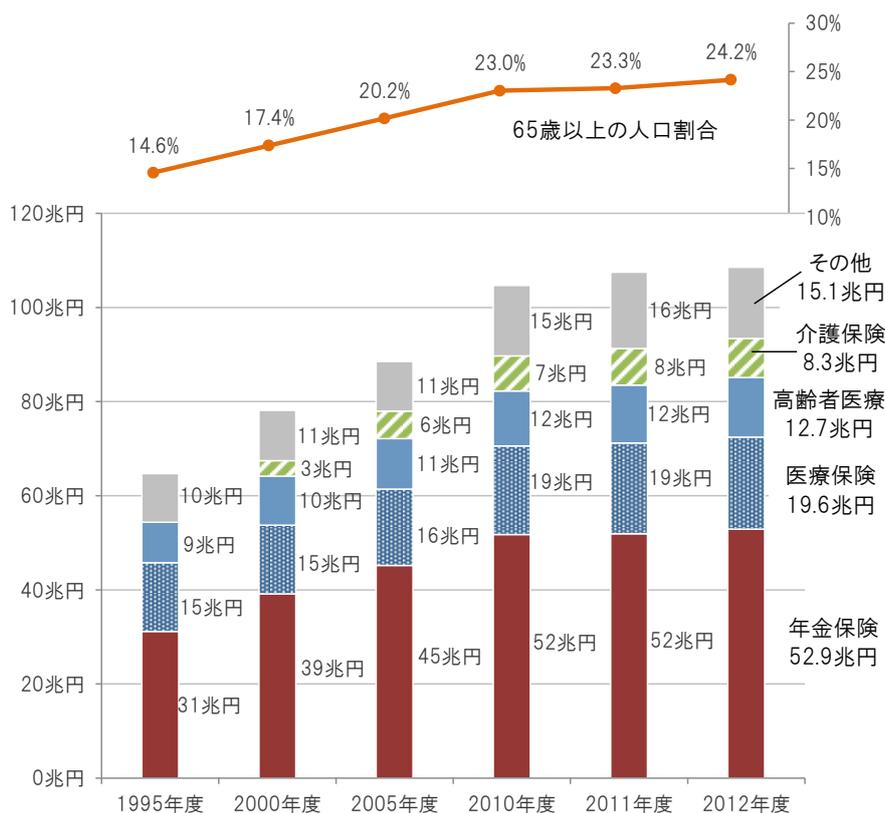
た。

社会保障給付費の制度別内訳(図表1)を見ると、年金保険(公的年金等)による給付が約53兆円と全体の48.7%を占めて最大となっています。年金保険に次ぐ医療保険(約20兆円・全体の18.0%)と比較して

も約 2.7 倍の大きさであり、年金保険による給付が日本の社会保障の中で圧倒的な地位を占めていることがわかります。さらに、医療保険の後には高齢者医療と介護保険が続きます。介護保険は 2000 年度の制度発足

以降伸びが著しく、給付額は約 8 兆円と当時（約 3 兆円）に比べ約 2.5 倍となっています。こうしたことから、日本の社会保障は高齢者に対する給付が大きな割合を占めていると推察できます。

図表 1 社会保障給付費（内訳）と 65 歳以上の人口割合の推移



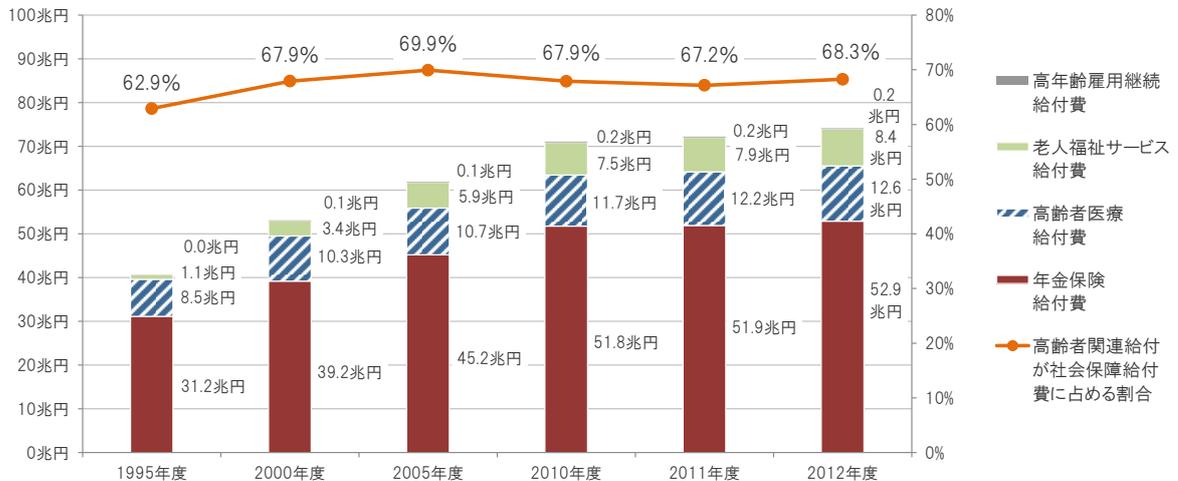
(出所)国立社会保障・人口問題研究所『平成24年度 社会保障費用統計』第20表
および総務省『国勢調査』『人口推計』より筆者作成

3. 高齢者に対する社会保障給付

高齢者に対する社会保障給付の規模は「高齢者関連給付費」によって知ることができます。「高齢者関連給付費」とは、年金保険・高齢者医療の給付に高齢者雇用継続給付および老人福祉サービス給付費を加えたものです。2012年度における高齢者関連給付費は 74.1 兆円で、社会保障給付費全

体の 68.3%を占める規模でした（図表 2）。1995年度は 40.7 兆円ですから、わずか 20年足らずの間に 2 倍近くまで膨張したことになります。ちなみに、2012年度は前年度比約 1.9 兆円増加しており、年金保険給付の増加は 0.9 兆円とほぼ半分を占めています。

図表2 高齢者関連給付の推移



(出所)国立社会保障・人口問題研究所『平成24年度 社会保障費用統計』第18表より筆者作成

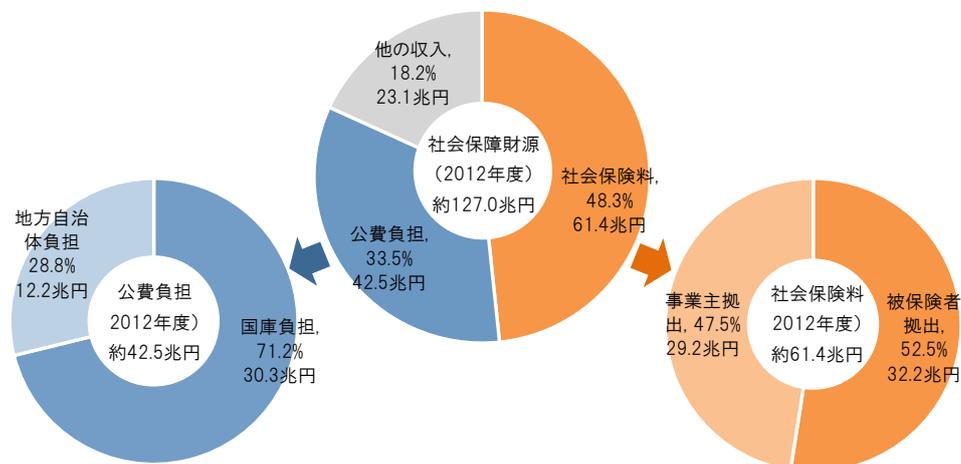
4. 日本の社会保障財源とその内訳

日本の社会保障給付費を賄う財源である「社会保障財源」は、2012年度は総額127兆555億円でした。財源の内訳(図表3)は、社会保険料が48.3%、公費負担が33.5%、他の収入が18.2%となっています。さらに、社会保険料は被保険者拠出と事業主拠出が概ね50%ずつ、公費は国庫が約70%、地方自治体が約30%という負担状況です。

このうち、国庫負担は金額にして30兆円を越す規模に達しており、現時点でも一般

会計の約3分の1を占めています。そして、高齢化の進展に伴う自然増が毎年約1兆円発生すると言われていています。一般会計の歳出が90兆円を超え、その約4割強を国債による歳入で賄っている現状を踏まえると、国の負担をこれ以上増やすことは難しい状況です。一方で、事業主や現役世代も、厚生年金保険料の引上げをはじめとした非常に重い負担を抱えています。

図表3 2012年度 社会保障給付財源(内訳)



(出所)国立社会保障・人口問題研究所『平成24年度 社会保障費用統計』第11表より筆者作成表

5. 少子高齢化社会の社会保障とは

高齢化社会の只中にある日本では、今後とも相当な期間、高齢者に対する社会保障給付が増加すると見込まれています。2012年度の社会保障給付費の収支（社会保障制度の管理費等含む）は約14.7兆円の黒字でした。しかし、前述のとおり、国も事業主も現役世代も今以上の負担が難しい状態にある以上、増加していく給付を賄うためには、いわゆる「給付と負担のバランス」の見直しを避けては通れません。よく言われることですが、現役世代に対する給付、特に少子化対策に係る給付などは、将来の社会保障制度を維持する支え手を育てるためにも欠かすことはできません。一方、一口に高齢者といってもその経済状況は様々で、中には現役世代並みの収入を得ている人もい

るはずです。そうした人への給付のあり方を見直すことも検討が必要でしょう。

社会保障給付の抑制は、すでに一部が実行段階に入っています。年金保険給付に関して言えば、支給開始年齢の引上げや特例水準の解消、マクロ経済スライドの発動などがそれにあたります。これに加えてさらなる「給付と負担のバランス」の見直しとなれば、実行には世論の強い反発が予想されますが、手をこまねいては社会保障制度そのものの疲弊を招きかねません。あるべき「給付と負担のバランス」という難題に対し、高齢者も現役世代も一体となり、必要な痛みを分かち合いながら解を探ることが求められます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 増山のり子

老後所得保障の観点から見た企業年金のあり方について その8

諸外国からの示唆(米国IRA)

厚生労働省は今年1月7日に「平成27年度税制改正の概要」を発表しました。そこには、社会保障審議会企業年金部会で検討されてきた課題に対する新たな企業年金の枠組みが提示されています。今回は、厚生労働省「社会保障審議会企業年金部会」で検討されている諸施策のうち「拠出限度額の設定単位の年単位化」について、イギリスとカナダの私的年金を参考に紹介しました。今回は「個人型DCの適用範囲拡大」「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度(仮称)の創設」について、米国IRA(Individual Retirement Account: 個人退職勘定)を参考に紹介します。米国IRAでは、既存の退職給付制度等からの資産移換が可能であり、退職金等を老後所得保障として有効に活用することができる仕組みで、直近では401kの残高6.6兆ドルを上回る7.3兆ドルの資産残高となっています。

1. 厚生労働省「平成27年度税制改正の概要」

厚生労働省は今年1月7日に「平成27年度税制改正の概要」を発表しました。そこには、社会保障審議会企業年金部会で検討された課題に対する、新たな企業年金の枠組みの一部が示されました。今回の税制改正の概要は、「確定拠出年金法等の改正を前

提に、個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度(仮称)の創設、個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大及び企業年金等のポータビリティの拡充等に伴う税制上の所要の措置を講ずる」とされ、次の税制改正項目が挙げられました(図表1)。

(図表1) 厚生労働省「平成27年度税制改正の概要」

(1) 個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入可能範囲の拡大

⇒ 企業の経営状況や、個人の就労形態又は離転職に左右されずに自助努力を支援する観点から、企業年金加入者・公務員等共済加入者・第3号被保険者について個人型DCへの加入を可能とする。

(2) 確定拠出年金(DC)の拠出限度額の年単位化

⇒ 月単位で設定されているDCの拠出限度額を年単位とする。

(3) 個人型確定拠出年金(個人型DC)への小規模事業主掛金納付制度の創設

⇒ 企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)について、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主による追加拠出を可能とする。

(4) 企業年金等のポータビリティの拡充

⇒ 就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、確定拠出年金(DC)から確定給付企業年金(DB)へのポータビリティ(年金資産の持ち運びを可能とすること)、及びDC・DBと中小企業退職金共済とのポータビリティ(事業再編による合併等を行った場合に限る。)を拡充。

出所：厚生労働省(2015)「平成27年度税制改正の概要」より筆者作成



個人型 DC については、加入可能範囲を拡大し、今まで加入者となれなかった人も新たに加入対象となります。また、拠出限度額については月単位から年単位へ変更したうえで、以下のような拠出限度額の案が示されています（図表 2 参照）。

税制改正の目的として、「確定拠出年金をはじめとする企業年金制度等は、公的年金を補完する老後の所得確保の仕組みとして重要であり」、「国民の老後所得の充実を図

るため、中小企業を中心に企業が企業年金をより実施しやすくするための仕組みや、働き方が多様化している中で個々人のライフコースに合わせて生涯を通じて老後に自ら備える仕組みの整備が必要である」と述べられています。

これらの税制改正概要を含む企業年金制度等の見直しについては、企業年金部会における議論の整理等を踏まえ、今後、関連法案が国会へ提出されることとなります。

（図表 2）厚生労働省「平成 27 年度税制改正の概要」による拠出限度額の変更案

		1号被保険者	2号被保険者				公務員	3号被保険者
			確定給付型 企業年金なし (企業型DC なし)	確定給付型 企業年金なし (企業型DC あり)	確定給付型 企業年金あり (DB+企業型 DC)	確定給付型 企業年金あり (DBのみ)		
企業型	現状	-	-	月額5.5万円 (年額66万円)	月額2.75万円 (年額33万円)	-	-	-
	変更案	-	-	年額66万円 年額42万円 (*1)	年額33万円 年額18.6万円 (*1)	-	-	-
個人型	現状	月額6.8万円 (年額81.6万円)	月額2.3万円 (年額27.6万円)	加入できず (運用指図者)	加入できず (運用指図者)	加入できず (運用指図者)	加入できず (運用指図者)	加入できず (運用指図者)
	変更案	年額81.6万円	年額27.6万円	年額24万円 (*2)	年額14.4万円 (*2)	年額14.4万円	年額14.4万円	年額27.6万円
合計		年額81.6万円	年額27.6万円	年額66万円	年額33万円	年額14.4万円	年額14.4万円	年額27.6万円

(*1) 個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定めた場合の企業型DC制度の拠出限度額は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。

(*2) 企業型DC加入者については、マッチング拠出を行っておらず、個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定める企業の企業年金加入者に限る。

出所：厚生労働省（2015）「平成 27 年度税制改正の概要」より筆者作成

2. 誰もが加入できる「米国 IRA」

以下では、「平成 27 年度税制改正の概要」で示された「個人型 DC の加入可能範囲の拡大」、「個人型 DC への小規模事業主掛金納付制度（仮称）の創設」に関連して、米国の IRA（Individual Retirement Account：個人退職勘定制度）をご紹介します。

米国 IRA は、1974 年「従業員退職所得保障法（ERISA 法）」により、国民の自助努力

による老後の資産形成を支援する目的で創設されました。当初は、企業年金等でカバーされない自営業者と小規模企業の被用者を対象としていましたが、1981 年の税制改正で公務員を含む全ての被用者に対象者が拡大されました。我が国でも今回の税制改正によって、自営業者と企業年金がない被用者を含む全ての被用者等へ個人型 DC が

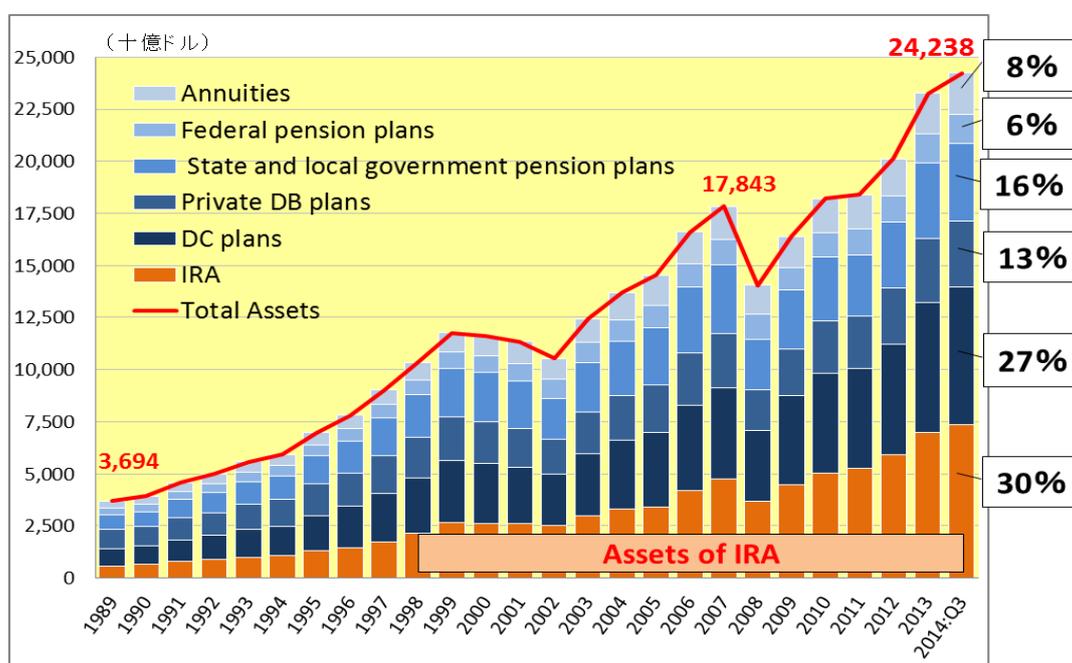
拡大されることになるわけです。

IRAは、一定額まで税制優遇による所得控除が認められています。設立当初の年間非課税枠は1,500ドルまたは年間所得のいずれか低い金額でしたが、徐々に拡大され、2014年では5,500ドル(約65万円)となっています。50歳以上はキャッチアップ拠出としてプラス1,000ドルの非課税枠が加算されます。また、配偶者が専業主婦で共同申告する場合は、配偶者枠として本人と同額の非課税枠が認められ、夫婦共に50歳以上の場合は合計で13,000ドルの非課税枠となります。拠出は毎月でも随時でも可能で、自分で金融商品を選択し、運用益は引出し時まで課税が繰り延べられます。支給開始

年齢は59.5歳で、70.5歳までに支給を開始する必要があります。なお、59.5歳未満で引き出した場合は10%の課税が行われます。

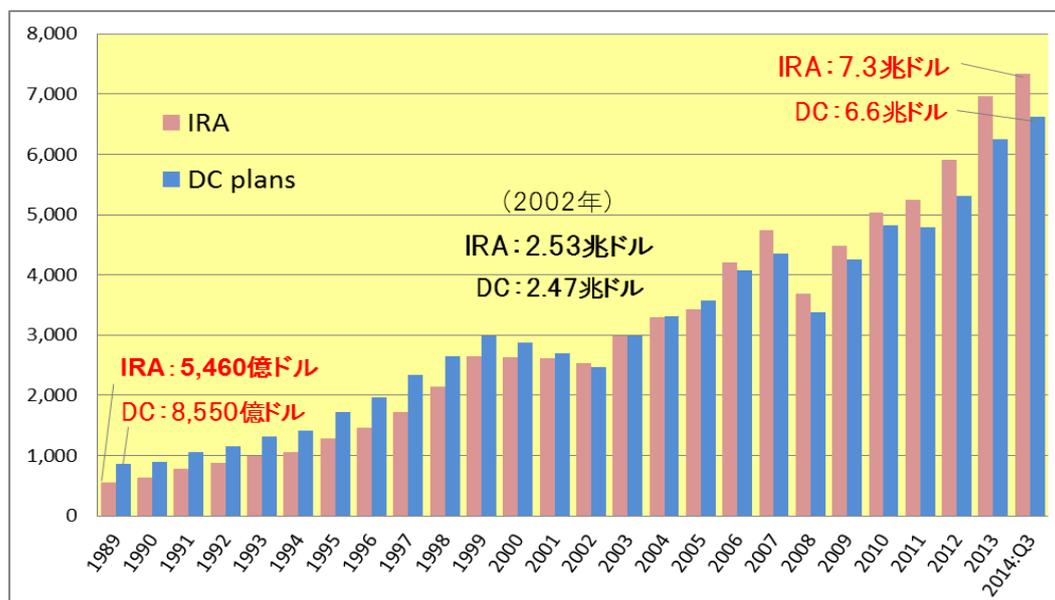
米国投信信託協会(ICI)の「US.Retirement System Market 2014」によると、米国の職域年金、IRA、DCプラン、個人年金保険等の退職資産は24.2兆ドルで、IRAが30%を占め、DCプラン27%、DBプラン13%、州地方自治体退職年金16%、連邦政府退職年金6%、個人年金保険8%で、近年はIRAの資産残高割合が高まっています(図表3)。IRAの資産残高は、2002年に401(k)等のDCプランを上回り、2014年第3Qでは、DCプラン6.6兆ドルに対して、IRAは7.3兆ドルに達しています(図表4)。

(図表3) 米国の退職プランの資産額推移(1989~2014:Q3)



出所：ICI。「The U.S. Retirement Market (Third Quarter 2014)」Table-1より筆者作成

(図表4) 米国IRAとDC plansの資産額推移 (1989~2014:Q3)

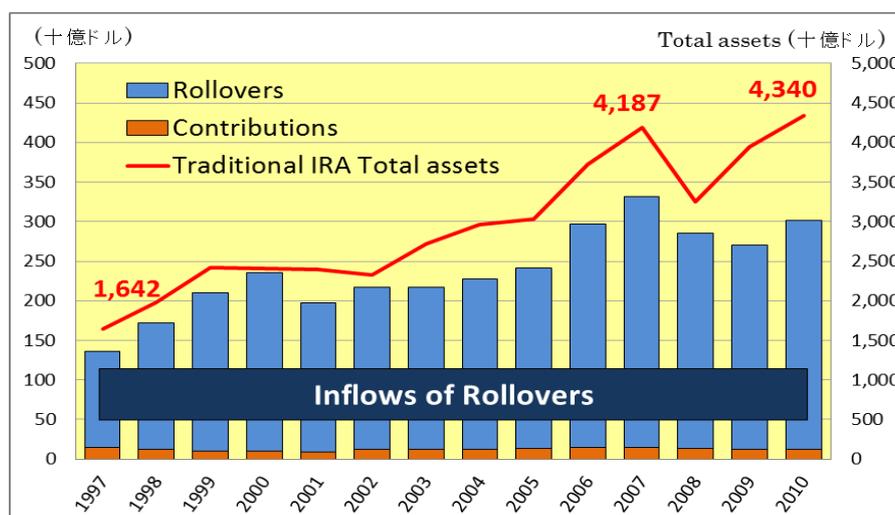


出所：ICI. 「The U.S. Retirement Market (Third Quarter 2014)」 Table-1 より筆者作成

従業員が転職した場合は、401k等の退職プランをIRAへ移換することができます(ロールオーバーIRA)。従業員が転職時に給付を受けた場合は給付に対して所得税が課税されますが、IRAに60日以内に移換すれば非課税となります。IRAの資金経路を見ると、他の退職プランからの移換金(ロ

ールオーバーIRA)の割合が89~95%を占めており、拠出金より他の退職金プランからの移換金がIRAの資産残高を押し上げていることが分かります(図表5)。中途退職を繰り返す場合など、都度受け取る少額の退職金をIRAに移換すれば、老後所得保障の有効な仕組みになると思われます。

(図表5) 米国IRAの資金の流入経路 (1997~2010)



出所：ICI. 「The U.S. Retirement Market (Third Quarter 2014)」 Table-9 より筆者作成

3. 中小企業従業員のためのIRA

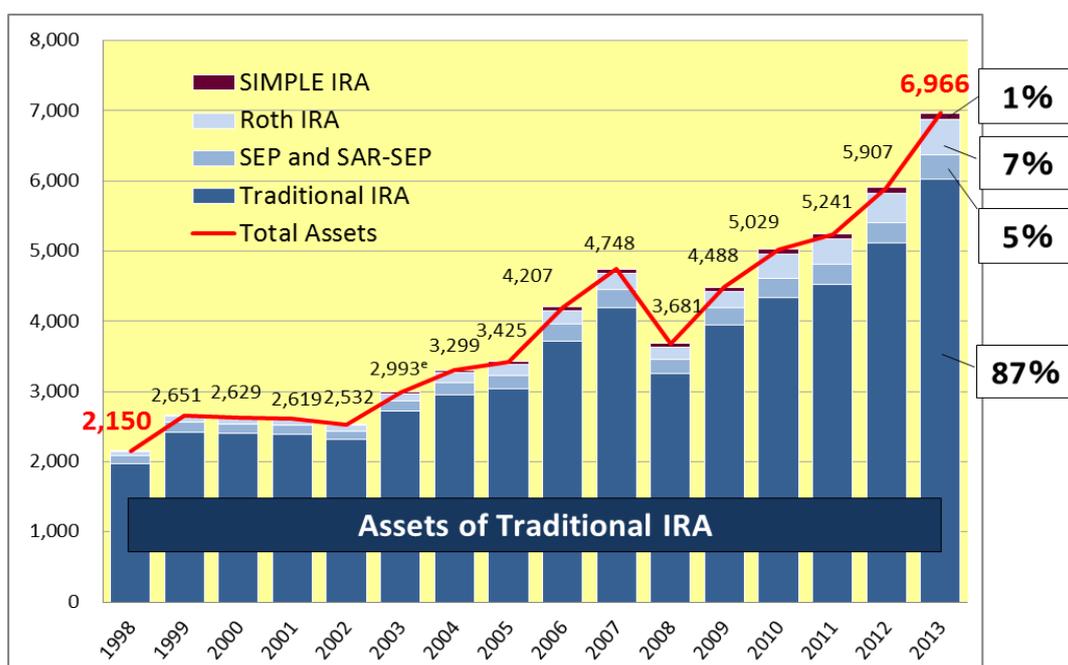
IRAには、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税の「Traditional IRA」と、拠出時課税、運用時非課税、給付時非課税（最初の拠出から5年経過必要）の「Roth IRA」があります。さらに、中小企業従業員を対象とする「簡易従業員年金制度（SEP-IRA：Simplified Employee Pension）」と「SIMPLE-IRA（Saving Incentive Match Plan for Employees）」があります。

「SEP-IRA」は1978年に内国歳入法408条k項により創設された制度で、事業主が従業員名義のIRA口座へ拠出を行います（従業員自身は拠出できません）。対象者は21歳以上で年間550ドル以上の収入がある自営業者、事業主及び中小企業従業員が対象となります。年間の拠出上限額は、企業の給与総額の25%で最大51,000ドルまでです。拠出は毎月でも随時でも可能です。

「SIMPLE-IRA」は、1996年「中小ビジネス職業保護法」により創設され、従業員100名以下で他に企業年金がない中小企業で導入できます。加入対象者は21歳以上で年間550ドル以上の収入がある自営業者、事業主及び中小企業従業員です。事業主と従業員の双方で拠出ができ、従業員は年間12,000ドルまで、さらに50歳以上の場合は2,500ドルのキャッチアップ拠出ができます。企業は給与の3%または5,000ドルまでのマッチング拠出か、従業員拠出の有無に関わらず、給与の2%までの拠出が可能です。

今回の税制改正で挙げられた「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度（仮称）の創設」については、米国の「SEP-IRA」と「SIMPLE-IRA」を参考に、制度設計が行われるものと思われます。

（図表6）米国IRAの種類別資産額（1998～2013）



出所：ICI. 「The U.S. Retirement Market (Third Quarter 2014)」 Table-8 より筆者作成

4. 日本の個人型 DC と米国 IRA の比較

IRA は銀行、証券会社などの金融機関で自由に開設ができ、1人で複数の IRA 口座を保有することもできます。また、IRA 口座間での資産移換も可能です（一回実施すると 1 年間は移換できません）。金融商品は

金融機関ごとに異なり、IRA を開設した金融機関で取扱う商品に投資します。銀行であれば定期預金や投資信託等、証券会社であれば個別株式への投資も可能で、運用管理コストは金融機関ごとに異なります。

(図表 7) 日本 DC と米国 IRA の比較

		<日本>		<米国>		
		企業型 DC	個人型 DC	401k	Traditional IRA	Roth IRA
(1)根拠法	確定拠出年金法			内国歳入法(IRC)	従業員退職所得保障法 (ERISA 法)	
(2)設立	2001 年			1978 年	1974 年	1997 年
(3)対象者	2号被保険者で企業年金実施企業の従業員	1号被保険者および2号被保険者で企業年金がない人		401k 実施企業の従業員	70.5 歳までの所得のある者（公務員及び自営業者含む）及びその配偶者	
(4)支給開始年齢	60 歳～70 歳 (5 年以上 20 年以下の年金または一時金)			59.5 歳～70.5 歳及び死亡・重度障害時、59.5 歳未満は 10%課税	59.5 歳～70.5 歳、死亡・重度障害時、59.5 歳未満は 10%課税	59.5 歳～及び死亡・重度障害時
(5)税制	拠出	非課税(限度額)企業年金ありは月 5.5 万円、企業年金なしは月 2.75 万円	非課税(限度額)1号被保険者は月 6.8 万円、2号被保険者は月 2.3 万円	非課税 (限度額)50 歳未満：17,500 ドル、50 歳以上：23,000 ドル、企業拠出と従業員拠出の合計額 52,000 ドル	非課税 (限度額)50 歳未満：5,500 ドル、50 歳以上：6,500 ドル	課税
	運用	運用益非課税、資産課税 (特別法人税)		非課税	非課税	非課税
	給付	課税		課税	課税	非課税
(6)ポータビリティ	他の DC へ移換可			他の 401k・IRA へ移換	他の IRA・401k へ移換	他の Roth IRA 401k へ移換

出所：IRS（米国内国歳入庁）Publication 590(2013)、企業年金連合会(2014)「企業年金に関する基礎資料」、厚生労働省(2014)「第 10 回社会保障審議会企業年金部会、資料 2」より筆者作成

今回、発表された「平成 27 年度税制改正の概要」については、個人型 DC を老後所得保障の枠組みとして強化するものです。

次回は諸外国の税制優遇策として、ドイツのリースター年金 (Riester-Rente) を参考

に、個人口座への直接助成や税額控除額を還付する仕組みについてご紹介します。

なお、本稿における意見等については、筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではありません。

年金カスタマーサービス部 主任調査役 菅谷和宏

コーポレートガバナンスを巡る話題

政策保有株式の情報開示

「日本再興戦略改訂 2014」では、金融庁と東京証券取引所が共同事務局となり有識者会議を立ち上げ、基本的な考え方をとりまとめたうえで、2015年の株主総会に間に合うように「コーポレートガバナンス・コード」を策定するとされました。これを受け、昨年12月に有識者会議により「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)」が公表されました。このレポートは、コーポレートガバナンスのあるべき姿に関して様々な観点から指摘していますが、本稿では政策保有株式についての取扱いの内容と、それがもたらす影響について検討します。なお、文中の意見に関わる部分は所属する組織のものではないことを予め申し上げます。

1. コーポレートガバナンス・コード策定へ

昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂 2014」では、日本経済の持続的成長を図るべく、様々な観点からの施策が盛り込まれました。例えば、金融市場活性化のための施策としては、GPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)の基本ポートフォリオの見直しや確定拠出年金の普及拡大の他、IFRSの任意適用企業の拡大などが含まれています。また、日本の競争力強化のための法人税率の引き下げも、この戦略の一環として打ち出されたものです。

さらに緊急構造改革プログラムとして、コーポレートガバナンスの強化が採り上げられ、コーポレートガバナンス・コードを策定することが謳われました。これを受け、

昨年12月に有識者会議から「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)」(以下、公開草案と言います)が公表され、金融庁のホームページで意見募集が行われました(注、意見募集は、すでに1月23日に締め切られています)。

コーポレートガバナンス・コードは企業経営全般の考え方を示すものですが、その中で政策保有株式についての取扱いについても言及されています。いわゆる持合株式に関しては企業の退職給付制度の運営とも関連が深いと思われるだけに、以下では、その内容と退職給付制度運営に及ぼす影響等について検討します。

2. 政策保有株式は保有の狙い等を開示

公開草案では、【株主の権利・平等性の確保】、【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】、【適切な情報開示と透明性の確保】、【取締役等の責務】、【株主との対話】という5つの基本原則を設け、各基本原則

毎にさらにいくつかの原則を設けています。その基本原則1【株主の権利・平等性の確保】の中に【原則1-4 いわゆる政策保有株式】という項目があり、その内容は以下のとおりです。



(図表1) 原則1-4 いわゆる政策保有株式

上場企業がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである

現在は、有価証券報告書の【コーポレートガバナンスの状況】の中で、純投資以外の目的で一定金額以上を保有する株式について「特定投資株式」という名称で、①銘柄、②数量、③金額、④保有目的を開示することになっています。さらに、信託拠出によって所有権が移転しているものの議決権の行使権限を有する株式については「みなし保有株式」として開示が求められています（このみなし保有株式は退職給付信託であるケースが圧倒的に多いようです）。もっとも、現時点では、原則1-4で求めるようなリスク・リターンを踏まえた経済合理性や将来の見通しを検証することを求められてはいませんし、まして保有の狙いや合理性について説明を行う必要はありません。

日本におけるいわゆる持合株式は、良好な取引関係を継続するために保有されていると考えられ、取得時点で当該企業の中長期的な成長性等の検討が行われるとは限りませんし、保有する効果を定量的に示すことも困難であると考えられます。また、ビジネスで競合する同業他社の株式を保有しているケースもあり、保有の理由について説得力のある説明を行うことが困難な場合も想定されます。

公開草案によると、コードで示される規

範は、会社が取るべき行動について細部に規定するルールベース・アプローチ（細則主義）ではなく、プリンシプルベース・アプローチ（原則主義）であり、実施にあたってはコンプライ・オア・エクスプレインという手法を採用するとされています。

コンプライ・オア・エクスプレインというのは、実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するというものです。政策保有に関する方針を開示するという原則に関して言えば、「開示するか開示しない場合はその理由を説明する」ということになります。もっとも、保有の狙いはともかくとして、合理性に関して客観的に示すことはかなり困難が伴うと予想されます。しかし、合理性についての説明が困難であるから説明しないというのでは、株主等からの理解を得られるとは思えません。

結果として、こうした開示の強化が企業行動に影響を及ぼす可能性があります。保有することに積極的な理由があり、合理的な説明が可能な場合には、当然、継続的に保有することになるのですが、逆に積極的な理由を見出しにくい株式については持合関係を解消することなどが想定されます。

3. 持合株式の保有状況

ところで、持合株式として保有されている株式がどの程度の規模になるのかは重要なポイントです。そこで各種の統計から持合株式の規模を推測してみたいと思います。東京証券取引所等が毎年行っている「株式分布状況調査」によると、平成25年度における事業法人の保有株式は、94兆7,523億円、保有比率では21%となっています。保

有セクターでは外国法人（保有比率 31%）に次いで二番目となっています。保有株式の中には、上場している子会社・関連会社など事業目的で保有しているものもあるため、すべてが持合株式ではありませんが、少なくとも日本の企業年金が保有する株式を大きく上回ると考えられます。

(図表2) セクター別株式保有状況

(単位：億円、%)

	平成24年度	平成25年度	増減率	保有比率
政府・地方公共団体	7915	8455	6.8	0.2
金融機関	1,059,265	1,188,808	12.2	26.7
a. 都銀・地銀等	143,475	160,495	11.9	3.6
b. 信託銀行	670,672	765,582	14.2	17.2
(a+bのうち年金信託)	95,806	92,361	▲ 3.6	2.1
c. 生命保険	154,491	166,077	7.5	3.7
d. その他の金融機関	90,625	96,652	6.7	2.2
証券会社	74,631	101,492	36.0	2.3
事業法人等	819,380	947,523	15.6	21.3
外国法人等	1,058,492	1,373,775	29.8	30.8
個人・その他	764,474	834,293	9.1	18.7
合計	3,784,159	4,454,347	17.7	100.0

(出所) 東京証券取引所「株式分布状況調査」

日本の企業年金（確定拠出年金を除く）が保有する株式は信託銀行の年金信託（9兆2,361億円）と生命保険で保有する株式の一部ということになります。厚生年金基金及び確定給付企業年金の資産残高は、平成26年3月末時点で約85兆円であり、そのうちの15%程度が国内株式であったとすると12~13兆円保有していると試算されます。なお、信託銀行の保有株式の中には会計上の年金資産である退職給付信託（数

兆円規模）と企業年金ではありませんが、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が保有する株式（平成25年度末で21兆円）が含まれます。

上記のとおり、事業法人の保有株式には、上場している子会社・関連会社の株式も含まれており、持合株式がどの程度を占めるかは株式分布状況調査の数値からはわかりません。ただ、金融を除く上場企業の有価証券評価差額は11.3兆円（金融を含めると

22兆円)あり、この評価差額を基に持合株式だけの時価を試算すると、20兆円強となります(注1)。保有株式のすべてに評価益が生じているわけではありませので、保有している株式の時価総額はそれ以上となります。

なお、金融を除く全上場企業の2013年度の自己資本の総額は292.9兆円、うち有価証券評価差額が上記のとおり、11.3兆円です。当期利益は23.1兆円であるため、ROE

は7.89%となります。持合株式の時価を20兆円、配当利回りを1.5%程度とすると11.3兆円の評価差額に対する利益率はROEの水準(7.89%)を押し下げている要因であることは明らかです。

ROEを重視する企業が増加する中、ROEを低下させる要因となっている持合株式に関しては、そうした観点からの解消圧力がかかる可能性も考えられます。

(注1)2012年度の有価証券評価差額は8.1兆円で、2013年度末のTOPIXは前年比16%上昇し、評価差額は11.3兆円に拡大しています。両年度の簿価に変動がないとして、その簿価をxとすると $(11.3+x)$ が2013年度の時価、 $(8.1+x)$ が2012年度の時価となります。したがって、 $(11.3+x) \div (8.1+x) = 1.16$ を解くと $x=11.9$ となります。

4. 今後の対応はどうなるのか

持合いを解消するとして、どのような対応が考えられるでしょうか。ROEの向上を目指すという観点からは売却してより収益性の高い事業等に投資することが求められます。また、保有理由の説明が困難であると考えれば、やはり売却かあるいは退職給付信託の設定なども選択肢として考えられます。

売却されることになれば、株式の需給に悪い影響を与えることが懸念されます。もちろん短期間に一斉に売却されるわけではありませんが、外国法人に次ぐ保有セクターであるだけに潜在的な売り圧力となるのは懸念材料です。

保有株式を退職給付信託に拠出するという選択肢もあります。最近の年金資産の好パフォーマンスで積立水準(年金資産/退

職給付債務)は上場企業平均で70%台まで上昇していますが、非積立型制度(退職一時金)への設定など積立て余地は残されているからです。ただし、年金資産は加入者等に給付を行うために安全に運用されるべきですし、対株主という観点からは費用を圧縮するために効率的に運用されるべきものです。確かに、持合株式を退職給付信託に設定すれば、企業が支払不能に陥った場合にも給付が行われる、いわゆるラストリゾートとしての機能は期待できますが、年金資産として求められる安全性や効率性から選択されるわけではありません。持合株式を退職給付信託に拠出するのであれば、キャッシュ化して、金銭による退職給付信託(運用は受託者が行う)とするのが望ましいと考えられます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野正徳

年金基礎講座（会計・税務編⑩）

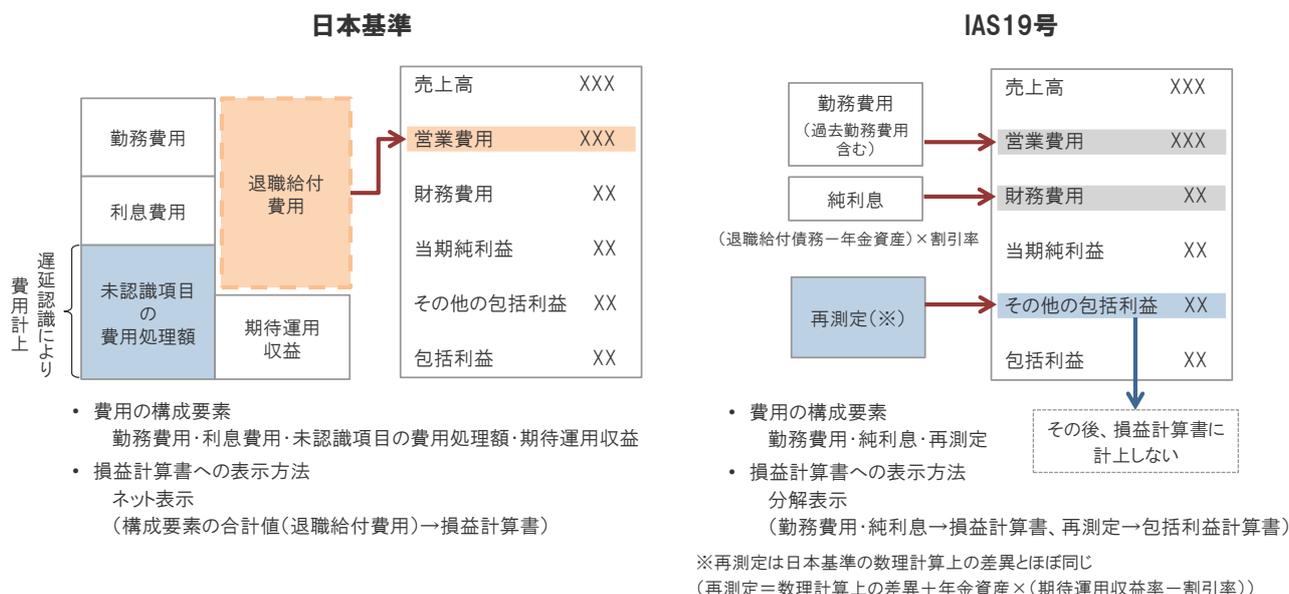
【今月のテーマ】

IAS19号

IFRSにおける退職給付会計基準は「IAS19 Employee Benefits（IAS19号：従業員給付）」といいます。ただしIAS19号は退職給付だけでなく、従業員が勤務の対価として受け取る全ての給付（給与・賞与などの短期従業員給付・医療給付などの退職後給付）、および従業員の雇用期間の終了の対価として事業主が支払う給付（解雇給付）を対象としています。

給付名	内容	具体例
短期従業員給付	解雇給付以外の給付で勤務提供後12ヶ月以内に清算される給付	給与・ボーナス・有給休暇
退職後給付	解雇給付・短期従業員給付以外の給付で勤務の完了後に支払われる給付	退職給付・退職後医療給付
その他の長期従業員給付	短期従業員給付・退職後給付・解雇給付以外の給付	一定の勤務を条件に支給される長期休暇
解雇給付	次のいずれかの事情に該当し、従業員が雇用終了と引き換えに受ける給付 ア) 通常の退職年齢(時期)到達前に企業の意思により雇用を終了する場合 イ) 雇用終了と引き換えに従業員が給付金の支払を承諾する場合	リストラ時の割増退職金

日本の退職給付会計基準とIAS19号の退職後給付にはいくつか相違点がありますが、最も大きな違いは、費用の構成要素と損益計算書への表示方法です。IAS19号では、勤務費用・純利息・再測定^(※)の3要素で費用が構成され、勤務費用と純利息は損益計算書に、再測定は包括利益計算書に表示します（分解表示）。また、再測定は日本基準の数理計算上の差異とほぼ同じですが、数理計算上の差異はその後損益計算書に費用として計上されるのに対し、再測定は損益計算書に計上されることはありません。



<コラム> アドリブ経済時評

金持ちがよりカネを持つ世界はいいのか？

世界の人口は今、72億人ほどであるが、その最富裕層1%（7千万人）は、現在、世界にある資産の48%を握っているという。そして来年2016年には、その1%の人の資産がさらに増えて、世界の富の半分以上を手にするということになるという報告が最近出た。

貧困撲滅に取り組む国際NGO「オックスファム」が出した報告書である。富裕層が持つ資産の割合は、2009年には44%だったから富は富裕層1%に集中し続けているのである。

その人たちの平均資産は1人あたり270万ドル（約3億1600万円）、一方で人口の80%に当たる下の層の平均資産は1人あたり3,851ドル（約45万円）になる。

ちなみに、財務省のホームページを覗いてみると、日本の所得税の最高税率は、1974年が93%であり、その後、1988年で65%になり、1999年には50%になっている。米国、英国、日本はほぼ同じように税の累進率が低下している。

こういふと、筆者は歳をとったとも思うのだが、昔は「貧富の差」に関する議論は「広がったから悪い」か「狭くなったから良い」の2種類しかなかった。

ところが近年、「貧乏になるのは自己責任」とか「貧富の差こそが頑張る原動力になる」とか「格差を問題視するのは妬み」だとかいふ発言が増えて、貧富の差自体は問題ではないとの議論が、財界人や政治家からも出るようになった。

問題は、こうした差の広がりが続いて、上下の層が固定化してしまい、下の層の人々の生活が酷くなって抜け出せなくなることにあるのである。

既述のオックスファムは、富が少数に集まる一方で、10億を超える人々が、1日1ドル25セント未満での生活を続けている、と指摘している。教育も受けられなく、職もなければ抜け出すことはなかなか難しくなる。

政治や財界の実権を握った金持ちの層がそのような人々のことを考えなくなると、世の中が不安定になるのは当然であろう。

近年の、どうにもやりきれないような世界の事件が、その兆しでないと、誰が言えるのであろうか。

【2015/1/26】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。